

# 令和6年度第1回神戸市福祉有償運送運営協議会

日時：令和6年5月7日（火）

9時30分～11時30分

場所：市役所1号館24階1241会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 会長、副会長の選出
- (2) 「運営協議会における協議の基準」の改正等について
- (3) 福祉有償運送を実施する事業所への案内（2件）
- (4) 更新（変更）登録申請案件の協議について（3団体）

### 3. 閉会

---

## 資 料

---

資料1 神戸市福祉有償運送運営協議会委員名簿

資料2 通達等改正概要（福祉有償関係抜粋）

資料3 運営協議会協議基準の改正、運営協議会運営要綱の改正

資料4 福祉有償手続きお知らせ文書

資料5 協議申出団体（一覧）

資料6 協議申出団体（調書）

資料7 協議申出団体（出席者）

資料8 令和4年度福祉有償運送輸送実績報告書

参考資料1 ラストワンマイル・モビリティ／自動車DX・GXに関する検討会資料(抜粋)  
(国土交通省自動車局/令和5年5月)

参考資料2 協議団体の現況一覧

参考資料3 令和5年度第1回神戸市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

神戸市福祉有償運送運営協議会委員 委員名簿  
 (任期：R6. 4. 1～R8. 3. 31)

※下線委員 R6 年 4 月新任

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属・役 職	備 考
木 原 健 太	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 主席運輸企画専門官	国土交通省職員
田 中 敏 和	神戸市民生委員児童委員協議会 常任理事	福祉に関する地域の 代表
下 谷 富 雄	一般社団法人兵庫県タクシー協会 専務理事	タクシー事業者の団体
板 橋 一 信	全国自動車交通労働組合連合会 兵庫地方連合会 ポートグループ労働組合 執行委員長	タクシー運転者の代表
定 森 孝 弘	特定非営利活動法人ジャスミン 理事	現に福祉有償輸送を 行っている 特定非営利 活動法人
小 池 淳 司	神戸大学大学院 工学研究科 教授	学識経験者
森 田 繁 和	特定非営利活動法人 神戸市難病団体連絡協議会 理事長	利用者の代表
三 谷 哲 雄	流通科学大学 経済学部 教授	学識経験者
田 村 幸 久	神鉄タクシー株式会社 代表取締役	タクシー事業者の代表
若 杉 穰	神戸市福祉局 副局長	神戸市職員

令和 6 年 4 月 1 日現在

改正の背景：

令和 5 年 5 月「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」として、国交省が示した内容を制度に反映

### <自家用有償旅客運送関係>

#### ○通達「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」

- ・事業者協力型自家用有償について、「運行管理」に加えて配車サービスの提供等の「ノウハウ面の提供」等に交通事業者が協力する場合も認めることとする改正。（交通事業者による協力類型の多様化）等

【施策⑧】事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進

- ・更新登録申請の添付書類のうち、

①定款等の書類②路線図③車両の使用権原を証する書類 に加え、  
以下についても内容に変更がなければ添付を省略することができるものとする改正。

- ④運転者の講習修了書（写し）
- ⑤運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- ⑥整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- ⑦事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- ⑧保険証券（写し）

【施策⑫】自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化

（事務局）R6 年 2 月より、更新登録申請の添付書類の簡素化を実施

#### ○通達「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

- ・運送の対価の目安をタクシー運賃の約 8 割とし、地方運輸局において目安を公表することとする改正。

【施策⑪】自家用有償旅客運送に係る「運送の対価」の目安の適正化

【R5. 12. 20 デジタル行財政改革会議】自家用有償旅客運送制度の改革：「対価」の目安をタクシー運賃の「約 8 割」とする

（事務局）通達に基づく取扱いについて、議題

#### ○通達「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」

- ・自家用有償の更新登録は、意見公募形式によることができるものとする改正。

【施策⑫】自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化

（事務局）協議会の承認のみが必要な変更登録手続きについて、書面開催を可能とする

## 新旧対照表 (神戸市福祉有償運送運営協議会基準)

( \_\_\_\_\_ は、改正部分をさす。)

現 行	改 正 案
<p data-bbox="472 387 873 411">神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準</p> <p data-bbox="779 453 1106 539">平成20年2月29日 一部改定 令和3年3月25日 神戸市福祉有償運送運営協議会</p> <p data-bbox="237 579 1003 639">道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について</p> <p data-bbox="248 711 403 735"><b>(運送の対象)</b></p> <p data-bbox="237 759 1106 932"><b>第2条</b> 運送の対象となるのは、原則として住所地が神戸市内にある者であつて、あらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。ただし、住所地が神戸市外であっても、運送の区域が神戸市内にある場合は会員となることができる。</p> <p data-bbox="264 956 1106 1128">なお、会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。</p> <p data-bbox="259 1152 376 1176">① (略)</p> <p data-bbox="237 1200 1088 1353">② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者であつて、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。</p>	<p data-bbox="1368 387 1769 411">神戸市福祉有償運送運営協議会協議基準</p> <p data-bbox="1688 453 2002 539">平成20年2月29日 一部改定 <b>令和6年5月7日</b> 神戸市福祉有償運送運営協議会</p> <p data-bbox="1133 579 1899 639">道路運送法第79条の2の規定による自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録に係る運営協議会における協議の基準について</p> <p data-bbox="1144 711 1299 735"><b>(運送の対象)</b></p> <p data-bbox="1133 759 2002 932"><b>第2条</b> 運送の対象となるのは、原則として住所地が神戸市内にある者であつて、あらかじめ登録された会員及びその付き添い人とする。ただし、住所地が神戸市外であっても、運送の区域が神戸市内にある場合は会員となることができる。</p> <p data-bbox="1160 956 2002 1128">なお、会員は、以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であると運営協議会において認められた者であることを要する。</p> <p data-bbox="1155 1152 1272 1176">① (略)</p> <p data-bbox="1133 1200 1984 1353">② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者であつて、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。</p>



③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

④ （略）

⑤ （略）

⑥ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

⑦ （略）

⑧ 前記②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者には、付き添い、見守り等の他人の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

⑨ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とする。ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運行で複数の旅客を運送することができる。

この場合においては、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね 2 分の 1 の範囲内を目安として、営利に至らない範囲において設定し認められることを要する。

（新設）

③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

④ （略）

⑤ （略）

⑥ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者であって、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者。

⑦ （略）

⑧ 前記②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者には、付き添い、見守り等の他人の介助なしにはタクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

⑨ 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とする。ただし、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運行で複数の旅客を運送することができる。

この場合においては、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は、時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約 8 割を目安として、営利に至らない範囲において設定し認められることを要する。

ただし、特段の事情がある場合には、約 8 割を超える対価を設定することができる。

**(使用車両)**

**第4条** (略)

①～④ (略)

⑤ セダン型車両：人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等であって、本条第4項の要件を満たす場合に限り使用できるものとする。

**2** (略)

3 運転者等から提供される自動車（いわゆる持ち込み車両）については、以下の要件を満たす場合に限り、使用を認めるものとする。

① 運送主体と自動車を提供する者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

**(運転者)**

**第5条** (略)

① 第二種運転免許を有し、現にその効力が停止されていない者

② 第一種運転免許を有しており、現にその効力が停止されていない者（当該効力が運転者として選任される日から遡って3年以内に停止された者を除く。）であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

③ (略)

2～4 (略)

**(使用車両)**

**第4条** (略)

①～④ (略)

⑤ セダン型車両：人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等であって、本条第4項の要件を満たす場合に限り使用できるものとする。

**2** (略)

3 運転者等から提供される自動車（いわゆる持ち込み車両）については、以下の要件を満たす場合に限り、使用を認めるものとする。

① 運送主体と自動車を提供する者との間に、当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

**(運転者)**

**第5条** (略)

① 第二種運転免許を有し、現にその効力が停止されていない者

② 第一種運転免許を有しており、現にその効力が停止されていない者（当該効力が運転者として選任される日から遡って3年以内に停止された者を除く。）であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者

③ (略)

2～4 (略)

(運送の対価)

第7条 運送の対価は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定することとし、近畿運輸局長公示に基づく神戸・阪神間地区におけるタクシー事業の上限運賃及び料金の概ね2分の1の範囲内を目安とし、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。

(新設)

また、運賃の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要に応じて両者の組み合わせや定額制によるものを設定することも可能とする。

①～③ (略)

(管理運営体制)

第8条

① 運行管理

運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び道路運送法施行規則第51条の2の2に掲げる車両管理業務について協力する自家用有償旅客運送。以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）にあつては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者であることを要する。

なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、

(運送の対価)

第7条 運送の対価は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定することとし、近畿運輸局長公示に基づく神戸・阪神間地区におけるタクシー事業の上限運賃及び料金の約8割を目安として、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。

なお、特段の事情がある場合には、約8割を超える対価を設定することができる。

また、運賃の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要に応じて両者の組み合わせや定額制によるものを設定することも可能とする。

①～③ (略)

(管理運営体制)

第8条

① 運行管理

運送主体は、運行管理の責任者を選任し、輸送の安全及び利用者の安全確保ができる体制を整備することを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送（一般旅客自動車運送事業者が法第79条の2第1項第5号に掲げる運行管理及び道路運送法施行規則第51条の2の2に掲げる車両管理業務について協力する自家用有償旅客運送。以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）にあつては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者であることを要する。

なお、運行管理の責任者は、1事業所の車両が5両以上となる場合には、

次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。

イ～ハ (略)

② 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者であることを要する。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

イ・ロ (略)

附則

この扱いは、平成 20 年 2 月 29 日から実施するものとする。

附則 (平成 22 年 8 月 3 日 運営協議会決定)

この扱いは、平成 22 年 8 月 3 日から実施するものとする。

附則 (平成 25 年 7 月 25 日 運営協議会決定)

この扱いは、平成 25 年 7 月 25 日から実施するものとする。

附則 (平成 28 年 7 月 19 日 運営協議会決定)

この扱いは、平成 28 年 7 月 19 日から実施するものとする。

附則 (令和 3 年 3 月 25 日 運営協議会決定)

この扱いは、令和 3 年 3 月 25 日から実施するものとする。

次に掲げる者のうちから選任されていることを確認するものとする。

イ～ハ (略)

② 整備管理

整備管理の責任者を選任し、定期的な点検や整備の適切な実施を行う体制が整備されていることを要する。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者であることを要する。

なお、整備管理の責任者は、次に掲げる者のうちから選任されていることが望ましい。

イ・ロ (略)

附則

この扱いは、平成 20 年 2 月 29 日から実施するものとする。

附則 (平成 22 年 8 月 3 日 運営協議会決定)

この扱いは、平成 22 年 8 月 3 日から実施するものとする。

附則 (平成 25 年 7 月 25 日 運営協議会決定)

この扱いは、平成 25 年 7 月 25 日から実施するものとする。

附則 (平成 28 年 7 月 19 日 運営協議会決定)

この扱いは、平成 28 年 7 月 19 日から実施するものとする。

附則 (令和 3 年 3 月 25 日 運営協議会決定)

この扱いは、令和 3 年 3 月 25 日から実施するものとする。

附則 (令和 6 年 5 月 7 日 運営協議会決定)

この扱いは、令和 6 年 5 月 7 日から実施するものとする。

## 神戸市福祉有償運送運営協議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

## (副会長)

第3条 必要があるときは、協議会に副会長を置く。

- 2 副会長は、会長の指名した者をもって充てる。
- 3 副会長は会長を補佐し、及び会長に事故があるときは、神戸市福祉有償運送運営協議会規則（平成25年4月1日規則。以下「規則」という。）第4条第2項を代理するものとする。

## (会議)

第4条 協議会において当該案件について了承する旨の議決があった場合には、協議が調ったものとして協議会における合意があったものとみなす。

- 2 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、団体及び機関を代表して選任された委員については、会長及び副会長を除いて、同一の団体及び機関に所属する者を代理人として出席させ、合議を委任することができる。
- 3 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合議を委任することができる。
- 4 第2項の規定により代理人を出席させた委員又は第3項の規定により委任状を提出した委員は、規則第5条及び第8条の適用については、協議会に出席したものとみなす。
- 5 会長は、福祉有償運送事業の運送主体となるNPO等に対し、必要に応じ、オブザーバーとして参加を求め、意見及び報告を聴くことができる。

## (開催)

第5条 協議会は、次の場合に開催する。

- (1) 法第79条の規定に基づく登録等の申請が予定されている時。但し、軽微な変更については、書面によることも可能とする。
- (2) 重大事故等、問題が発生した時
- (3) その他福祉有償運送事業の適正実施のために必要がある時

## 附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 附則

- 1 この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

## (案)

令和 6 年 5 月

福祉有償運送実施事業者の皆さま

神戸市福祉有償運送運営協議会

## 福祉有償運送実施にかかる取扱いの変更について

平素は、神戸市の福祉行政の推進にご協力いただき、有難うございます。

このたびの神戸市福祉有償運送運営協議会（令和 6 年 5 月 7 日開催）におきまして、福祉有償運送実施にかかる取扱いを、下記の通り変更することとなりましたので、ご案内致します。

## 記

1) 利用者から收受する対価の取扱い（変更点：下線部※）

運送の対価は、当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定することとし、近畿運輸局長公示に基づく神戸・阪神間地区におけるタクシー事業の上限運賃及び料金の約 8 割を目安として、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。

なお、特段の事情がある場合には、約 8 割を超える対価を設定することができる。

また、運賃の体系は、距離制と時間制によるものだけでなく、必要に応じて両者の組み合わせや定額制によるものを設定することも可能とする。

※ 変更前：対価の取扱いは「概ね 2 分の 1 の範囲内」

## 2) 更新登録申請の添付書類の簡素化

更新登録申請につきまして、内容に変更がなければ添付を省略できる書類を増やしました。（別紙）

## ○お問い合わせ先（事務局）

神戸市福祉局くらし支援課 藤井

[hogo@office.city.kobe.lg.jp](mailto:hogo@office.city.kobe.lg.jp)

TEL : 078-322-5201

(別紙)福祉有償運送登録申請等書類一覧

神戸市(R6.2改正)

通番	書類の種類	運営協議会			運輸監理部
		新規	変更	更新	
No.1	神戸市福祉有償運送運営協議会 協議申出書	○	○	○	
No.2	自家用有償旅客運送登録申請書	○			○ ※ セダン型車両の増車は先に神戸市へ提出
No.3	自家用有償旅客運送更新登録申請書			○	
No.4	自家用有償旅客運送変更登録申請書		○		
No.5	自家用有償旅客運送登録事項変更届出書	(写しを神戸市に提出)			
No.6	協議内容の変更申出書【收受する対価の変更を行う場合】		○		
No.7	変更届出書【運転者(追加のみ)の変更を行う場合】	(神戸市に提出)			
No.8	運送しようとする旅客の名簿・身体状況等、態様ごとの会員数	○		○	○
No.9	障害または疾病を証する書類:身体者障害者手帳、介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者にあたっては公費負担助成決定通知書あるいは診断書等<写し>	○	△	○	
No.10	定款又は寄附行為<写し>	○		○※1	○※1
No.11	登記事項証明書	○		○	○
No.12	役員の名簿	○		○	○
No.13	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類:自動車検査証<写し>	○		○※1	○※1
No.14	第三者の持込み自動車の使用権原に関する契約書等	△		△	△
No.15	地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類				○※2
No.16	宣誓書(第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)	○		○	○
No.17	旅客から收受する対価一覧	○	△	○	○
No.18	運転者等就任承諾書兼就任予定運転者名簿	○	△	○	○
No.19	運転免許証(表裏とも)<写し>	○	△	○	○
No.20	運転記録証明書または無事故・無違反証明書〔自動車安全運転センター発行〕	△	△	○	△
No.21	宣誓書(運転記録証明書を添付できない場合)	△	△	△	△
No.22	国土交通大臣の認定する講習修了を証する書類<写し>	○	△	○※1	○※1
No.23	宣誓書(講習受講未了の場合)				
No.24	運行管理の責任者の就任承諾書	○	△	○	○
No.25	運行管理者資格証等<写し>【5両以上の車両を配置する事業所の場合】	△	△	△	△
No.26	運行管理の体制等を記載した書類	○	△	○※1	○※1
No.27	運行管理マニュアル	○	△	○	
No.28	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面:保険証書等<写し>	○		○※1	○※1
No.29	任意保険に係る確認書【証書等で事業中の事故に対する補償の有無が確認できない場合】	△		△	△
No.30	任意保険に係る宣誓書【保険証書等の写しが添付できない場合】	△		△	△
No.31	直近の登録証【更新登録、変更登録、登録事項変更届出の場合】<写し>			○	△

※1 更新の際に内容に変更がなければ、添付を省略することができます。

※2 運営協議会での協議が調った後に、神戸市が発出します。(更新時も同様)

## 福祉有償運送を実施する事業所のみなさまへ

平素は、神戸市福祉有償運送運営協議会の運営についてご協力を賜り、誠にありがとうございます。

福祉有償運送については、登録に2年もしくは3年の有効期間を定め、有効期間満了後も引き続き福祉有償運送を実施する場合は、有効期間満了前に運営協議会において協議を実施し、更新登録申請書を兵庫陸運部へご提出いただいているところです。

しかしながら、運送の区域の拡大や、運送しようとする旅客の範囲の拡大、車両の変更などを有効期間満了日以前に実施しているにもかかわらず、その都度変更登録申請や届出の手続きを行わず、更新登録の際に併せて変更を行う事例が散見されています。

つきましては、以下に該当することとなった場合は変更の都度、所定の手続きを実施し、法令に則した業務の運営をお願いいたします。なお、必要な手続きが実施されていないことが協議会において確認された場合、有効期間の更新ができないおそれがありますのでご注意ください。

### 【変更登録申請が必要なケース】※

- ◎運送の区域の拡大または変更（縮小する場合を除く。）
- ◎運送しようとする旅客の範囲の変更（縮小する場合を除く。）

※変更登録申請を行う場合、事前に協議会の承認が必要です。

### 【変更届出が必要なケース】

- ◎名称・住所・代表者の氏名の変更
- ◎事務所の名称・位置の変更
- ◎事務所に配置する自動車の種類ごとの車両数の変更
- ◎運送の区域の縮小
- ◎運送しようとする旅客の範囲の縮小
- ◎業務を廃止する場合

### 【協議会の承認が必要なケース】※

- ◎旅客から収受する対価の変更
- ◎透析患者等を運送する場合に、1回の運行で複数乗車を実施する場合

※変更登録申請・変更届出は不要ですが、事前に協議会の承認が必要です。

手続きに関してご不明点があれば、事業所を所管する市町村の福祉担当部署へお問い合わせください。

神戸市福祉有償運送運営協議会  
神戸運輸監理部兵庫陸運部



令和6年度第1回 神戸市福祉有償運送運営協議会 協議申出法人一覧

資料5

区分	法人格 ／ 名称	所在地 ／ 代表者	旅客	使用車両	運転者	運送の対価	運送の対価 以外の対価
1	更新 社会福祉法人 しんじゅ	須磨区須磨本町 1丁目1-6 理事長 猪坂 一彦	身体障害者 10名 知的障害者 2名 計 10名(重複 2名)  【前回】身体障害者 10名 知的障害者 2名 計 10名(重複 2名)	車いす車3台(軽2台)  【前回】車いす車3台(軽2台)	1種4名 2種1名  【前回】1種8名 2種1名	<時間制> 10分まで300円 以後5分毎に100円	
2	更新 社会福祉法人 芳友	北区しあわせの 村1番9号 理事長 石田 明人	身体障害者 2名 知的障害者 1名 計 2名(重複 1名)  【前回】身体障害者 31名 知的障害者 6名 計 34名(重複 3名)	兼用車3台  【前回】兼用車3台	1種2名  【前回】1種7名	<距離制> 2kmまで300円、 以後1km毎に100円	・高速代実費 ・待機料金30分経過後300円、 以後10分経過毎に100円 ・キャンセル料金 事業所出発後の連絡は、出発後 2kmまで300円、以後1kmごと100円 追加上限500円
3	変更 更新 一般社団法人 ぶな	西区伊川谷町 長坂886番地の4 サンフレンド長坂 303号 理事 切明 邦雄	身体障害者 2名 精神障害者 1名 知的障害者 1名 計 4名  【前回】知的障害者 1名 計 1名	セダン車1台  【前回】セダン車1台	1種2名  【前回】1種1名	<距離制> 5kmまで300円、 5~10km 500円 10~15km 700円 15km以上 1,000円	
4							
5							

※下線部 \_\_\_\_\_ は前回更新登録時からの変更内容

令和4年度 神戸市福祉有償運送輸送実績報告書

資料8

No.	団体名	団体種別	事業開始日	有効期間満了日	自動車数(内軽自動車数)						運送する旅客数 上段:新区分 下段:旧区分								運転手人数	輸送実績					事故等件数					
					乗台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	計	イ:身体障害者	ロ:精神障害者	ハ:知的障害者	ニ:要介護	ホ:要支援	ヘ:基本チェックリスト	ト:その他	計(実人数)		走行キロ	走行時間(時間)	運送回数	1回あたり輸送距離	運送収入(千円)	交通事故	重大事故	死者数	負傷者数	苦情件数	
																														0
1	リーフグリーン	NPO法人	H18.3.16	R8.3.15	0	2 (1)	0	0	0	2 (1)	6	1	0	4	6		0	16	7	4,402		455	9.7	641	0	0	0	0	0	
2	神戸市身体障害者団体連合会	社会福祉法人	H18.3.16	R8.3.15	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)	14						14	2	1,834		434	4.2	210	0	0	0	0	0		
3	ジャスミン	NPO法人	H18.4.4	R8.4.3	0	3 (2)	0	0	5 (2)	8 (4)	41	0	10	8		0	43	8	58,043		10,399	5.6	9,557	0	0	0	0	1		
4	福祉ネット寿	NPO法人	H18.4.14	R5.4.13	0	0 (0)	0	0	1 (0)	1 (0)	1	1					1	2	60		21	2.9	7	0	0	0	0	0		
5	西すず安心センター	NPO法人	H18.4.17	R8.4.16	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)	1	1	2	2	4	0	10	2	2,228		612	3.6	317	0	0	0	0	0		
6	おりーむ二十一	NPO法人	H26.4.26	R8.4.27	0	3 (1)	0	0	3 (3)	6 (4)	3		2				5	5	717		57	12.6	957	0	0	0	0	0		
7	ポプリ	NPO法人	H18.9.28	R5.9.27	0	5 (1)	0	0	0	5 (1)	3	1		1	1		3	3	301		40	7.5	55	0	0	0	0	0		
8	薫風	NPO法人	H18.9.28	R5.9.27	0	0 (0)	0	0	3 (1)	3 (1)	1		5				5	5		375	412	-	225	0	0	0	0	0		
9	王子会	医療法人社団	H20.10.1	R7.9.30	0	3 (2)	0	0	0	3 (2)	27		29	2			31	7	20,758		6,975	3.0	2,770	0	0	0	0	0		
10	たけの子クラブ	NPO法人	H20.10.1	R7.9.30	0	1 (1)	0	0	3 (2)	4 (3)	6		2		2		10	4	2,172		156	13.9	298	0	0	0	0	0		
11	しんじゅ	社会福祉法人	H22.7.2	R6.7.1	0	3 (2)	0	0	0	3 (2)	11		4				15	7	8,926		589	15.2	324	0	0	0	0	0		
12	うさぎ	一般社団法人	H23.9.7	R7.9.6	0	3 (1)	0	0	0	3 (1)	4	1	3	2			10	3	984		58	17.0	106	0	0	0	0	0		
13	神戸医療生活協同組合	医療生協	H24.10.22	R5.10.21	0	3 (3)	0	0	0	3 (3)	26		33				58	5	6,667		1,454	4.6	692	0	0	0	0	0		
14	フレンド	社会福祉法人	H26.4.1	R7.3.31	0	1 (0)	1 (1)	0	0	2 (1)	5	1	3				6	2	982		100	9.8	56	0	0	0	0	0		
15	芳友	社会福祉法人	H28.9.13	R6.9.12	0	0	2 (0)	0	0	2 (0)	31		13				31	5	482		47	10.3	53	0	0	0	0	0		
16	ひつじ会	NPO法人	H29.9.4	R7.9.3	0	1 (1)	0	0	0	1 (1)	1		0				3	1	545		309	1.8	109	0	0	0	0	0		
17	神戸定住外国人支援センター	NPO法人	H29.9.22	R7.9.21	0	0 (0)	1	0	0	1 (0)	1	2		13			13	4	664		148	4.5	115	1	0	0	0	0		
18	ピコタン	NPO法人	H30.5.1	R8.4.30	0	2 (2)	0	0	2 (2)	4 (4)	5	4	9				18	7	0		0	-	0	0	0	0	0	0		
19	ぶな	一般社団法人	R1.10.1	R6.9.30	0	0	1 (0)	0	0	1 (0)			2				2	1	504		63	8.0	32	0	0	0	0	0		
20	エフオート	NPO法人	R3.5.18	R5.5.17	0	1 (0)	0	0	0	1 (0)	2						2	1	-		-	-	-	0	0	0	0	0		
21	ばれっと	NPO法人	R3.9.7	R5.9.6	0	1 (1)	3 (3)	0	0 (0)	4 (4)	9	1	64	1	0		75	11	364		620	0.6	436	0	0	0	0	0		
合計					0 (0)	36 (22)	8 (4)	0 (0)	17 (10)	61 (36)	198	12	110	95	23	0	5	371	92	110,633		375	22,949	5	16,960	1	0	0	0	1
前年度比						▲6 ▲3	3 3		▲3 ▲3	▲6 ▲3	▲22	0	21	▲13	▲6	▲1	▲51	7	▲5	▲1,901	22	811	▲0.3	537	1	0	0	0	1	

※運送する旅客数については、重複して計上。ただし、合計数は実数で計上。

※No.6「おりーむ二十一」、No.12「うさぎ」、No.19「ピコタン」は運送の区域が神戸市内と明石市他にまたがっており、各実績については、神戸市内のもの。

※走行キロ・時間については、No.8「薫風」は時間で、他事業所はキロで記載。

令和3年度(22法人)	0	42	25	5	1	0	0	20	13	67	39	220	12	89	108	29	1	56	364	97	112,533	353	22,138	5	16,423	0	0	0	0	0
-------------	---	----	----	---	---	---	---	----	----	----	----	-----	----	----	-----	----	---	----	-----	----	---------	-----	--------	---	--------	---	---	---	---	---

# ラストワンマイル・モビリティ／自動車DX・GXに関する検討会

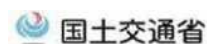
## ～ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策～

国土交通省 自動車局  
令和5年5月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

### 基本的な考え方



#### 地域公共交通のあり方

- 地域における公共交通については、**地域が主体性をもってデザインしていくことが重要**。
- 具体的には、地方公共団体、交通事業者、住民などの関係者が、**地域公共交通会議等において、地域にあった公共交通サービスのあり方について議論を重ねていくことが重要**（ラストワンマイル・モビリティについては特に実質的な議論や積極的な取組が必要）。
- その際、安全性及び継続性の観点から、**交通事業者（緑ナンバー）による持続的で利便性の高い交通サービスを第一に検討・模索するとともに、交通事業者は旅客運送のプロとして、その実現に協力することが重要**。それでも交通サービスが不十分な場合には、**自家用有償旅客運送も組み合わせることができる**。

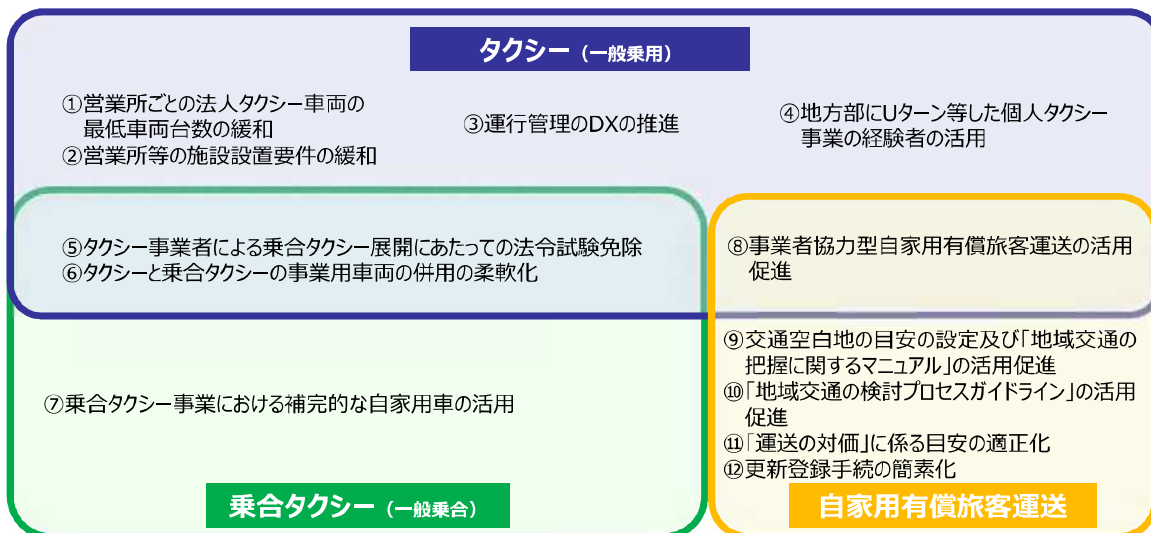
#### 交通不便地域における公共交通サービスの維持・確保

- 交通事業者により提供されるサービスは**社会インフラ**であり、「**地域の財産**」として位置付け、**最大限活用することが重要**。
- 他方、交通不便地域を中心に、交通事業者によるサービスの**担い手不足が深刻化**するとともに、**移動ニーズが小口化・多様化**しており、**これらに対応できる持続可能で利便性の高いサービス形態が求められる**。
- このため、ラストワンマイル・モビリティを担う**タクシー及び乗合タクシー**について、「**供給力の強化**」や「**地域実情に即した多様なサービスの提供**」を実現するための**制度の見直しや運用の弾力化**により、**地域公共交通会議等において様々な交通サービスの選択肢を吟味・選択できる環境を整備することが必要**。

#### 自家用有償旅客運送制度の活用

- 自家用有償旅客運送は、**バス・タクシーを補完する交通手段**であり、交通事業者が深刻な担い手不足に陥る中、**地方公共団体や住民が主体となって、交通サービスを供給する手段として活用**されている。
- 他方、**非営利の取組であるため、持続可能性を向上させるための基盤の強化**が必要。また、**サービスの円滑な導入のための方策を講じる**ことが必要。

- 交通不便地域における持続的で利便性の高い交通サービスの実現には、**タクシーや乗合タクシー**がそれぞれの**守備範囲を広げ、輸送力を強化するとともに、地域の実情に応じた交通サービスを選択しやすくする制度・運用の改善**が必要。
- また、**自家用有償旅客運送**により、タクシーや乗合タクシーを補完する際には、**円滑に導入ができ、自家用有償旅客運送による交通サービスが持続的なものとなるような制度・運用の改善**が必要。



※その他、これらに加えてタクシー事業等のDX・GXの推進や快適で働きやすい職場環境の整備等についても取り組んでいく。

【施策⑧】事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進

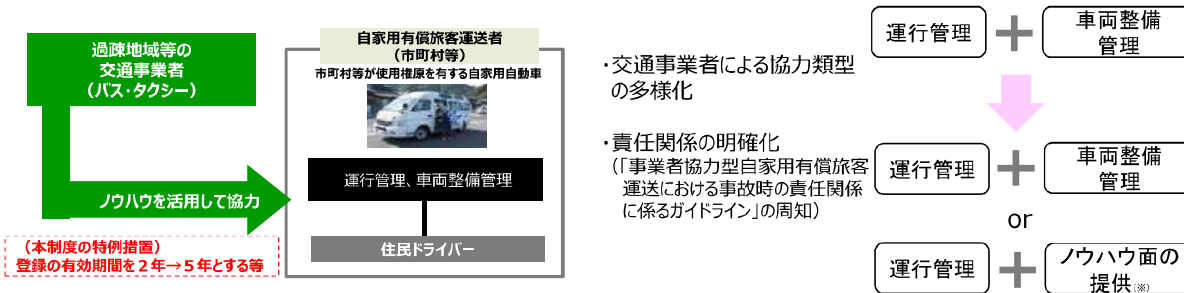
背景・必要性

- 自家用有償旅客運送<sup>(※)</sup>については、**安全性・サービスの安定的な提供**の観点からは、令和2年に創設した**事業者協力型自家用有償旅客運送を活用することが望ましい**が、現時点では**あまり活用が進んでいない**。（令和5年1月末時点で41件）
- ※交通空白地での輸送や福祉輸送がバスやタクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて行う有償での運送

概要

- **事業者協力型自家用有償旅客運送**について、現在は「運行管理」に加えて「車両整備管理」に交通事業者が協力する場合のみ認めているが、それだけでなく、「運行管理」に加えて配車サービスの提供等の「ノウハウ面の提供」等に交通事業者が協力する場合も認めること（交通事業者による協力類型の多様化）等を通じて、**より一層の活用促進を図る**。

事業者協力型自家用有償旅客運送の概要（令和2年創設）



（本制度の特例措置）登録の有効期間を2年→5年とする等

（※）例えば、タクシー事業と共同で配車サービスを提供する等

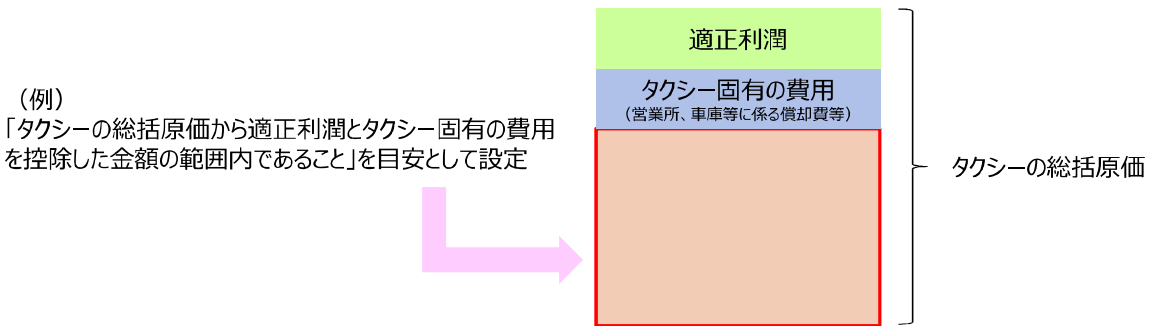
【施策⑪】自家用有償旅客運送に係る「運送の対価」の目安の適正化

背景・必要性

- 営利事業ではない自家用有償旅客運送について、道路運送法は、運送の対価が**実費の範囲内であることを求めている**。
- 実際の対価の目安としては、自家用有償旅客運送が主にボランティア的な輸送として想定されていたことに鑑み、「**当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内**であること」としてきたところ。
- しかし、**現行の目安に従った対価では**、安全確保のために必要な費用（運行管理等の委託費用、自動車保険料等）、利用者利便を向上させるための費用（配車システム利用料等）、運転手の人件費などの必要費用を賄うことができず、**持続可能な運営をすることは困難**な場合が多い。また、タクシー事業者からも現行の目安に従った対価は安すぎるとの指摘がある。

概要

- **従来の「当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること」という目安を廃止し**、上記のような必要費用も勘案して**実費を適切に収受できるように目安を新たに設定**する。



【施策⑫】自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化

背景・必要性

- 自家用有償旅客運送の**登録有効期間は原則2年（重大事故等がない場合は3年）**であるが、**更新の度に地域公共交通会議等における協議を調えるとともに、少なくとも量の書面を提出する必要があり、自家用有償旅客運送者にとって過度な負担**となっている場合がある。

概要

- **一定の安全性が担保**されている自家用有償旅客運送者については、協議手続の簡素化や申請書類の簡素化を通じて**更新登録手続を簡素化**する。

重大事故等を一定期間起こさない場合に・・・

- ・協議手続を簡素化  
(一定期間意見を募集し、特段の異議がなければ更新に係る協議が調ったものとみなす等)

- ・申請書類を簡素化



神戸市福祉有償運送運営協議会協議団体の現況一覧(事業開始日順)

参考資料 2

No.	団体種別	団体名	代表者	住所	電話番号	登録番号	事業開始日	期間開始日	期間終了日	総合車 (乗員乗客 の内数)	車いす車 (乗員乗客 の内数)	要介護車 (乗員乗客 の内数)	認知シート車 (乗員乗客 の内数)	セグン等 (乗員乗客 の内数)	乗員合計 (乗員乗客 の内数)	乗客数 (乗客 実人数)	運送市	対価の概要	主な運送の対価	主な運送の対価以外の対価
1	特定非営利活動法人	リーフグリーン	森田 真美子	長田区海運町3丁目3-8	731-8577	37	H18.3.16	R5.3.16	R8.3.15	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	16	7	距離制 + 待機料金 + 迎車回送料金 + キャンセル料	【距離制】 2kmまで350円、以降1km毎に150円	【待機料金】10分毎に250円 【迎車回送料金】5km以上の場合1km毎に50円 【キャンセル料】出庫後キャンセルの場合、入庫までの費用と活動費として10毎に250円
2	社会福祉法人	神戸市身体障害者団体連合会	高野 清	中央区橋通3-4-1 総合福祉センター内	341-8644	51	H18.3.16	R5.3.16	R8.3.15	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	14	2	距離制	【距離制】 2kmまで280円、以後1km毎に100円	
3	特定非営利活動法人	ジャズミン	高岡 久雄	(中央事務所) 中央区琴ノ坪町4丁目10-17 (東館事務所) 東灘区御影本町2丁目11-13	252-0633	49	H18.4.5	R5.4.4	R8.4.3	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	8 (4)	43	8	距離制	【距離制】 1.5kmまで330円、1.5km以上2kmまで440円 以後1km毎に170円	【迎車回送料金】 出庫から10kmまで無料、以降1km毎に170円
4	特定非営利活動法人	西すず安心センター	河原 裕紀	北区北五葉1-13-1 レ・アールビル3F	596-1398	55	H18.4.17	R5.4.17	R8.4.16	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	10	2	距離制 + 待機料金	【距離制】 3km未満 300円 3km以上10km未満 500円 10km以上 500円 +10km毎につき1km毎に30円	
5	特定非営利活動法人	おりーむ二十一※	留田 昌三	明石市別所町16-33	924-3025	57	H18.8.2	R5.4.28	R8.4.27	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	6 (4)	5	5	(神戸市内会員適用) 【距離制】 + 迎車回送料金	(神戸市内会員適用) 【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に130円	(神戸市内会員適用) 【迎車回送料金】 2kmから10kmまで無料、以後1km毎に100円
6	特定非営利活動法人	ポプリ	神野 暁子	北区館園台東町3丁目3-29	595-1303	1	H18.9.28	R5.9.28	R8.9.27	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	3	3	距離制 + 待機料金 + 迎車回送料金	【距離制】 1.8kmまで330円、以後1km毎に155円	【待機料金】 20分を超える場合10分毎に220円 【迎車回送料金】 出庫から5kmまで無料、以後1km毎に50円
7	特定非営利活動法人	薫風	大須賀 謙太郎	垂水区城が山1丁目14-16-103	752-4666	74	H18.9.28	R5.9.28	R8.9.27	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (1)	5	5	時間制	【時間制】 30分以内350円、30分を超える場合700円	
8	医療法人社団	王子会 (ケアステーションプリエール)	部 美千代	中央区籠池通5丁目1-25	262-6470	64	H20.10.1	R4.10.1	R7.9.30	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	31	7	距離制	【距離制】 1.5kmまで330円、2kmまで370円、以後1km毎に80円	【迎車回送料金】 2kmまで無料、以後1km毎に100円
9	特定非営利活動法人	たけのクラブ	鮎口 一男	須磨区東白川台4-4-1	741-0244	66	H20.10.1	R4.10.1	R7.9.30	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	4 (3)	10	4	距離制	【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に130円	
10	社会福祉法人	しんじゅ	猪坂 一彦	須磨区須磨本町1丁目1-6	739-5350	83	H22.7.2	R3.7.2	R6.7.1	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	15	7	時間制	【時間制】 10分まで300円、以後5分毎に100円	
11	一般社団法人	うさぎ※ (うさぎのしっぽ)	松原 由美子	西区枝吉1丁目196-303	965-8890	93	H23.9.7	R4.9.7	R7.9.6	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	10	3	距離制 + 待機料金 + 迎車回送料金	【距離制】 2kmまで340円、以後1km毎に140円	【待機料金】20分まで無料、10分毎に250円 【迎車回送料金】5kmまで無料、以後1km毎に60円
12	医療生活協同組合	神戸医療生活協同組合	道上 善也	長田区腕塚町2丁目2-10	641-4323	100	H24.10.22	R5.10.22	R8.10.21	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	58	5	距離制 + 待機料金 + 迎車回送料金 + 車いす貸出料	【距離制】 2kmまで340円、以後1km毎に150円	【待機料金】15分毎に300円 【迎車回送料金】出庫から10kmまでは無料、11~15kmまでは200円、以後5km毎に100円 【車いす貸出料】1回300円
13	社会福祉法人	フレンド	大久保 敏明	北区有野中町1丁目3-8	982-9395	104	H26.4.1	R4.4.1	R7.3.31	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	6	2	距離制	【距離制】 5kmまで300円、以後1km毎に30円	高速代実費
14	社会福祉法人	芳友	石田 明人	北区いあわせの村1番9号	743-2825	122	H28.9.13	R3.9.13	R6.9.12	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	31	5	距離制 + 待機料金	【距離制】 2kmまで300円、以後1km毎に100円	高速代実費 【待機料金】30分を超える場合300円、以後10分毎に100円 【キャンセル料】車庫から10kmまでは無料、出発後2kmまで300円、以後1km車100円追加、上限500円
15	特定非営利活動法人	ひつじ会	栗松 宏文	兵庫区永沢町2丁目4-13	596-5335	128	H29.9.4	R4.9.4	R7.9.3	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3	1	距離制	【距離制】 2kmまで200円、以後2kmに200円	
16	特定非営利活動法人	神戸定住外国人支援センター (ハナ介護サービス)	金 菜吉	長田区若松町4丁目4-10 アスカエス北棟502	612-2402	129	H29.9.22	R4.9.22	R7.9.21	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	13	4	距離制・時間制併用 + キャンセル料 + 迎車回送料金	【距離制・時間制併用】 【距離制】1km毎に50円 (時間)10分まで250円、20分まで500円、30分まで750円、以後30分単位ごとに750円	【キャンセル料】 出庫後のキャンセルの場合、入庫までの費用(燃料費・通行料)と活動費として10分あたり250円 【迎車回送料金】 20km以上の場合は1kmあたり50円
17	特定非営利活動法人	ピコタン※	和田 雅郎	明石市大久保町大久保町 690番地の4 グランジオ大久保ミラコス7404号	201-1991	132	H30.5.1	R5.5.1	R8.4.30	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	4 (4)	18	7	距離制 + 待機料金 + 迎車回送料金	【距離制】 1kmまで150円、以後1km毎に150円	【待機料金】10分毎に200円 【迎車回送料金】5kmまで無料、以降1km毎に50円
18	一般社団法人	ぶな (ぶなヘルプステーション)	切明 靖博	西区飯川谷町長坂866番地の4 サンフレンド長坂303号	777-8894	134	R1.10.1	R3.10.1	R6.9.30	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2	1	距離制	【距離制】 5kmまで300円、10kmまで500円、15kmまで700円、15km1,000円	
19	特定非営利活動法人	ばれっと	川田 晋	西区枝吉4丁目86-1	920-1113	143	R3.9.7	R5.9.7	R8.9.6	0 (0)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	75	11	時間制	【時間制】 15分以内300円、以後15分毎に300円	【迎車回送料金】出発点が神戸市西区垂水区、明石市ではない場合発生、須磨区500円、その他の区1,000円
20	一般社団法人	TOKOWAKA	橋本 裕一	須磨区須磨浦4-4-6-2F	732-3272	681	R2.5.7	R5.11.13	R7.11.12	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	5	2	時間制	【時間制】 20分以内350円、以後20分毎に100円	高速代実費

※No.10「特定非営利活動法人おりーむ二十一」、No.17「一般社団法人うさぎ」、No.20「特定非営利活動法人ピコタン」は運送の区域が神戸市内と明石市内にまたがっており、会員と対価については、神戸市内のものを記載。

※乗員数については、実人数で算出。